

納所小論

——律令的徵稅組織の解体の一断面——

吉田 晶

【要約】 律令國家の解体過程は、最近の平安期研究の一つの焦点をなしているが、その具体的な過程については、なお明らかでない憾みがある。このことは、平安期の國衙の体制自体についての個別研究の不足に一つの原因をもっている。本稿は、従来殆んどとりあげられていなかった納所を、右の様な問題を説明するための一つの手掛りとして考察したものである。納所とは、平安中末期以後に年貢米等を収納した倉庫であり、大別して四種に分けられる。ここでは、そのうちの一つである農民の納所に限定して、その実体の解明とその出現と消滅の歴史的意義を考察して、律令的な徵稅組織の解体過程を辿ろうとした。この様な在地の徵稅組織の変遷を明らかにすることは、律令國家の解体過程を側面から明らかにし得ると共に、「名」研究の一つの視野を提供することが出来るのではないかと考えたからである。

一、はじめに

平安中末期にあらわれる「納所」は、一般的に定義するならば、年貢米等を収納する倉庫のことである。この様な機能をもつ倉庫は、國家が形成されて公権力による徵稅が行われるにいたつて後、一般的に存在するものであつて、大化前代のミヤケの倉、律令制下の正倉、平安期の國衙の支配下にあつた取納所・調所・稅所などもその

例である。小論は、平安期の徵稅組織の一環としての納所の実体と機能及びその歴史的意義を考察して、徵稅權・徵稅組織の面から、律令國家の解体の具体的過程の一樣相を明らかにすることを意図している。

ところで、律令國家の解体過程についての研究は、最近の平安期研究の一つの焦点をなしており、政治過程との関連を主とされた石母田氏・林屋氏・竹内氏の諸研究^①、「名」をめぐる諸研究^②、松岡氏

の郷司を中心とする研究などは、いづれも貴重な労作であつた。小論は、これらの先学の研究に導かれたものであるが、若干の視角について述べておきたい。律令國家が天皇を頂点とする貴族・寺社を支配階級とする整備された國家機構であり、すべての公權力―徵稅權も―が、彼等の掌握するところであつたといふことは周知の事實である。したがつて、律令國家の解体とは、個々の制度の變化といふことの中に平板化さるべきではなく、彼等の掌握した公權力が他の階級に移動するという基本的事實の中に求められなければならない。鎌倉幕府の成立にこの様な變革の第一の調期を認めることは―たといそれが不徹底であつたとしても―異論のないところと思はれる。徵稅權の問題に限つてみれば、近時、石母田氏が吾妻鏡の本文批判にもつづいて、従来の通説をしりぞけて、文治二年には全國的な地頭の兵糧米徵收の停止が行われず、部分的に止まつたこと、幕府は公家に対してその原則を貫いていたことを明らかにされた。^④この様な幕府の地頭の兵糧米徵收權確保の事實は、申すまでもなく、それまでの律令的な徵稅權及び組織の重大な變革であつた。この様な變革は一挙にあらわれたのではなく、律令的徵稅權及び組織の變質のいくつかの段階の中に準備せられる。小論は、そのいくつかの段階の中の一つとしての納所の出現と消滅の歴史的意義を考えようとするものである。

一口に「納所」といつても、平安期には次の四つの類型を考慮しなければならぬ。第一は、十一世紀中葉から十二世紀の中葉までの期間の封戸の場合で、かつて西園氏が明らかにされた、封郷と封主との中繼的な役割を果す、港湾等に設けられた倉庫である。第二は、同期間の國衙及び莊園(後述の如く、御厨と免田の莊園化したもの)の場合にみられる、在地の小範圍の農民及び土地を対象としたもので、これを便宜上、農民的納所と呼んでおく。第三は、前二者の期間にかかわらず、寺院の構内に設置された倉庫で、東大寺の白米納所・燈油納所などがその例である。第四は、那の收納所などが省略されて納所とよばれたものである。^⑤これらは、いづれも律令的徵稅組織の解体過程で、それぞれの意義を担つたと考えられるのであるが、小論では、第二の農民的納所に限定して考察したい。律令的徵稅組織においては、国内の郡を單位とする正倉が本来的なものであつて、農民的納所などは全く存在しなかつたのであり、その出現と消滅に意義を認めるからである。併し、農民的納所は、國衙及び郡衙の收納所・調所・稅所などの上級の徵稅機關との間に密接な關係をもつていたと考えられ、その關係を明らかにすることが当然要求される。小論ではこの問題を一応捨象した。國衙・郡衙の徵稅組織自体がいまだ明らかでなく、そのことのために別個の論証を必要とするし、^⑥そのことを考えるためにも、先ず農民的納所の實體を明

らかにしておくことが必要と考えるからであつて、国衙・郡衙との関係については、今後の研究にまかちたいと思う。

今日、平安期に限らず、所謂「荘園制」の行われていた国衙の支配下にあつた農民・土地（本稿ではこの様な意味で「国衙領」の用語を使用する）^⑤ についての研究は、その必要性を認められながらも、荘園に比して史料の僅少なことが常に隘路とされてきた。小論の対象においてもこのことは著しい。この場合、国衙自体の記録をもとにし、荘園史料を援用するということが一つの方法であろう。小論は右の方法によつて進めたい。

以上の小論の視角と対象と方法を要約すれば次の通りである。平安期の徴税権及び徴税組織の解体過程の一段階として、十一世紀中葉から約百年間にみられる、国衙領・荘園の場合の農民的納所を考えて、その実体と機能の歴史的意義を明らかにすること、この場合正倉の系統をひく国衙・郡衙の諸機関との関係は一応除外すること、国衙自体の記録をもとにして荘園史料を援用すること。

- ① 石母田正氏「古代末期政治史序説」上下 林屋辰三郎氏「古代国家の解体」 竹内理三氏「律令制と貴族政権」第二部
- ② 律令制の矛盾の展開として名の発生を考える竹内氏に始まつて最近の村井康彦氏（名成立の歴史的前提「歴史学研究二一五号」）にいたる諸研究。なお村井氏の論文には氏自身の評価にもとづく簡単な学説史的展望が試みられている。

③ 松岡久人氏「上代末期の地方政治」（広島大学文学部紀要四）

「百姓名の成立とその性格」（日本封建制成立の研究所収）「郷司の成立について」（歴史学研究二一五号）

④ 石母田氏「文治二年の兵糧米停止について—吾妻鏡の本文批判の試み（その一）—」（法志林第五五巻一号）

⑤ 西岡虎之助氏「荘園における倉庫の経営と港湾の発達との関係」（荘園史の研究上巻所収）

⑥ この納所は後世の「納所坊主」の語源ともなつたと考えられるが、原田伴彦氏の御教示によれば、戦国時代の信濃の高遠城下町に次の史料がある。

定

一 鋒持古町居住之人足等向後寺家御用之時節者如往歳以当时納所下知被召仕若於違背之族者可有進放門前（下略）

天正六年七月十八日（武田氏）内藤修理亮奉之

乾福寺納所中 （乾福寺文書）

氏の御教示によれば、武田氏の占領地の寺院に対する有和策であつたらしいが、納所が人足等を下知していたことは興味深い。

⑦ 平安遺文 一九五八号 伊賀国在庁官人等解に「……加之彼住人僧慶遠、前々任名張郡納所書生兼国朝臣後見也……」とあるが、この納所は、同遺文一九五六号等にみられる「名張郡取納所」の略とみるべきもので、他にこの様な例は少くない。

⑧ 国衙の場合については、竹内理三氏の「在庁官人の武士化」（日本封建制成立の研究所収）にその存在と機能についての叙述があるが、現実的な役割と特に前代との関連についてはなお

十分とはいえないし、郡衙については吉村茂樹氏によつて若干述べられているが(国司制度崩壊に関する研究、第二編附載三)まだ不明の点が多い。特に国衙郡衙が、荘園をめぐつて荘園領主との間にどの様な関係に立つたかを、国衙郡衙の側から律令制との関係の下に更に明らかにする必要がある。松岡氏は先掲の歴研論文において、平安中期以後、郡がいくつかの郷に分解して、この様な郷が収納単位とされたこと、この段階で郷司は郡司と同じものになるといふ新説を述べられた。ここで氏の批判をすることを主眼としないが、氏のいわれる様な変化が果して全国的な事実となし得るか否か(特に東国等の辺境の場合は郡を単位とすることが後代まで続いている)、郡がいくつかに細分化してもそれによつて郡衙が消滅したことにはならない(郡司による在家役取取が行われている)などの点で、啓発される多くの点を認めつつもなお問題を残しているといわねばならない。

⑨ 従来は、院政期以後の受領等の私領として荘園化した国衙支配の土地農民に対する呼称として用いられている様であるが、それはそれとして一つの内容をもつている。ただ内部の体制としてみれば、通常十世紀以後の律令体制の崩壊しつつある段階の称呼とされる公領・國領とどの様に異なるかについて、明確でない憾みがある。本稿では内部の体制を問題にし、院政期をも含めて十世紀以前の律令体制との差異を重視するところから、十世紀以後に広義に用いることにする。

二、十一世紀中葉の国衙領の場合

国衙自体の記録にのこる農民的納所の史料は極めて乏しく、一〇五七(天喜五)とその翌年の紀伊国高津郷司解と称する四通の文書(平安遺文八七七・八八六・八九三・八九四号、以下号数のみをしるすのは同遺文による)にのみ見えるものであつて、当時の国衙領の体制として、農民的納所の存在を一般化できるか否かは直ちに論じ得ない。そこで、四通の文書から、高津郷における納所の実体と機能を、可能な限りに追究することから始めねばならない。なお、これらの文書はいづれも断簡で、必ずしも同一の性質とはいひ難いので、その復原及び文書の性質の吟味は慎重な考慮を必要とする。ここでは納所関係の部分を中心に考えることにしたい。

八八六号には左の如く記されている。

(前略)

常安納所 収早米一石五斗六升八合

八月十五日刑ア行近二斗五升早

九月廿一、丹波近任一斗二升早

九月廿三、丹々光富二斗四升早

九月廿一、雀部重松一斗八升六合

九月廿一、海光延一斗二 早

九月廿三日且々重五升二合半

九月卅日且波安近六斗半

永重納所 収早米一斗八升三合半 十月十九日國友成上

(後略)

右によれば、納所は人名を称し、早米・官米・油などが納所毎に合計され、さらにそれがおさめられた月日と人名と量を記録しているのである。八八六号は天喜五年分の作田官物のうちの十二月勘定の分であるが、八九四号は、同年分の総量を示すと考えられるもので、前者にみえる七箇の納所もすべて含まれ取納量も前者にくらべてはるかに多くなっている。前掲のものについて抜書すれば次の如くである。

(前略)

永重納所収式拾式石伍斗陸升玖合早米柒石零式拾玖合

常安納所収拾陸石參斗參升玖合早米伍石伍斗參升肆合

(後略)

ここでは、納所の名称と物品の量を示すだけであるが、全部で十三の納所を掲げている。この二つの史料から、十一世紀中葉に高津郷において、官物の一部を収納する機関としての納所の存在を認めてよいと思う。更に、第一、少くとも郷内に三十三を下らぬ数が存在したこと、第二、農民のおさめる官物は米と油であるが、一

の納所に官物をおさめる農民数は、八九四号にその内訳を記さぬために確実な数はあきらかでないが、十二月分のみ八八六号で、前掲の常安納所の場合に七人を示すところから、相当数にのぼつたであろうと考えられること、第三、各納所の取納量は、八九四号によれば、最高が光武納所の米三十五石四斗一升二合と油八斗七升八合八夕で、最低は時重・近行納所の各三斗一升となつていて、著しく不均等であつたこと、第四に、それぞれの納所の称する人名は、他の史料にみられる「納所預」にあたる納所の管掌者であつたと考えられる^⑨。いわば、取納量において不均等な三十数箇の納所が存在している、納所預がそれぞれ幾人かの農民からの官物の収納にあつたとみられるのである。

ところで、高津郷の徴税組織は納所のみではなかつた。米・大豆・用紙・麻等を国庫出納所に、絹・布・綿等を調所に、米を美乃院に収納しているのであつて、納所はそれらと共に郷内の徴税組織の一環であつたのである。ただ、納所がそれらと異なる点は、第一に、収納の対象が納所は郷内の小範囲であるに對して、他が郷全体を対象としていること(出納所・調所が郷単位のものであつたか、あるいは郡・国衙のものであつたかは、この史料からは明らかでないが、少くとも、郷全体を対象としたことは疑えない)。第二は、文書中に納所が「京庫納米」の内訳としてしるざれていることから、納所

は郷より(恐らくは直接郷司の監督のもとに)京上すべき官物の取納に關係していたことが明らかであるが、出納所・調所については、その取納官物が京上されなかつたとはいえないにしても、国衙の管理下に納置され、京上の場合もここから行われたと考えられることをあげることが出来る。これらの取納機関に対する農民の關係は、頼正納所に油六合をおさめる丹波犬丸が、出納所に大豆一斗三升をおさめている例^①の示す如く、現実には重複して作用しており、農民は必ずしも特定の納所に対してのみ取納關係をもつものではなかつたのである。更に、これらの文書が「郷司解」として作成され、在庁の勘判を得ていることによつて明らかなる如く、納所は郷司の監督下におかれていたのである。以上のことから、納所は出納所や調所とならぶ徴税組織であるが、郷司の監督下に、京庫納入分の官物の取納にあたり、農民は必ずしも特定の納所に対してのみ、取納關係をもつものでなかつたことが明らかになつた。

十一世紀中葉の高津郷に見られる納所は以上の如くであるが、この様な徴税組織の存在を、当時の国衙領において一般的に存在したと考えられるであろうか。私はそのことを認めてよいと思う。納所が郷からの京上の官物の取納に關係するということは、十分に考慮されるべきで、当時の国衙領において、国衙・郡衙を経ずに直接に郷から封主に封物を納入した例が頗る多く、この場合、その背景に納

所を考慮することがその可能性を十分にもつているからである。しかし、その可能性をみとめた上で、にも拘らず納所史料の著しい僅少さは、単に国衙史料が少なかつたということは別箇に考えなければならぬ。このことは次の事情によると、私は考えている。第一は、納所の名称を称せず、同様の機能を果したものの存在である。このことは後述する如く、当時の「名」に納所の機能を認めるということである。第二は、郷が郷司の私領的性格を帯びてきたという事情^②(一般的には十二世紀以後と考えている)から、上からの徴税にあつては、郷司の掌握で足りており、その下の納所が特に問題になることが少なかつた、ということである。右の事情を考慮した上で、十一世紀中葉の段階で、納所乃至納所的機能をもち名が、国衙領の徴税機構として存在していたと考える。

① この文書は紀伊国と称せられているが、同国に高津郷の存在したことは和名類聚抄によつても明らかでなく、文書自体の内容からも紀伊国とする明証にかけているので、ここでは特別の地域に比定せずに考える。又、八八六・八九三号は、それぞれ天喜五年の三月分・十二月分と明文のあるところから、それぞれ分の官物取納についての結解とみられる。前者では「申進天喜五年作田官物尾結解事」後者では「申進天喜五年取納文尾結解事」となっているが、内容からすれば同じものとみてよい。八七九号はおそらく天喜四年の何月分かと思われるが明文がない。八九四号は前三者よりも整備された形式であることと、納

所収量が他の文書に比し頗る多いという点で、天喜五年分の総計についての結解と思われる。

② 八八六号の安倍納所は安倍納所の誤であろう。納所が殆んど姓でなくて名を称するということと、京大影写九条家本延喜式裏文書本によつてみれば、安倍と読めるということと、八九四号に安倍納所があるということによつて確かめられる。なお、八九三号の得永納所は八九四号にみえないが、この様な例はこれのみである。しかし、八九四号の納所が決して全部であつたということでない(欠文があつた)証拠として注意される。

③ 後述の寛御厨の場合などの外、第一類型の場合では、一〇五年(天喜三)の東大寺牒(七三七号)にも「預」としてみえている。

④ 八七九・八八六・八九四号。

⑤ 八八六・八九三号。

⑥ 八七九・八九四号、但し、これは前二者とは若干性格を異にしたものであると推測されるが、実体については不明である。

⑦ 八八六号

⑧ 前掲松岡氏歴研論文はこの点に著目されている。

⑨ 郷司にかんする問題は統稿を予定しているので、詳細はこれに譲りたい。

三、十二世紀における荘園内の納所

十二世紀以後の農民的納所は、伊勢の御厨や東大寺の伊賀園の花

敵会田など、所謂十世紀以後の寄進地系荘園にはなくて、律令制の系譜をひく荘園にのみ見られる。^①このことは、それらが荘園化する以前の国衙の体制を継承したと見ることが出来るのであつて、前節の国衙領内の納所の存在を傍証するものといえるだろう。しかしながら国衙領内の納所が、郷司の支配下に京上の官物に関係していたのとは異つて、それぞれの領主のための機関に転化しており、それのみでなく、納所の機能及び納所預の地位も変化をみせているのである。本節ではこの様な変化した段階での納所の実体を考えたい。一一一七年(永久五)の泰安元田地去状(一一七九号)には、次の様な記事がみえる。

安元解

合字跡臥降口田菅段并苗代者

「花殿会田」

在名張郡矢川条之内

四至 限東畠 限西溝 限南溝 限北殘領田

右件田、安元相伝所領也、而安道納所御出挙籾老石老斗式升伍合、

稲式拾式東半之代、永所渡進如件、以解

永久五年十二月八日 奏(略押)

すなわち、泰安元が安道納所から出挙籾をうけ、その支払いの代償に一反及び苗代を譲与しているのである。この他、一一一九年

(元永二)には、坂上常定が安道納所からうけた出挙の代償に、花敵会田の一反の作手をすすめており(一九〇三号)、一一二一年(保安二)には、百濟真久が安道納所から出挙をうけた後に逃亡したので、彼にかわつて山辺末任が真久の所領のうちの一反を進めている(二一九九号)。右のうち、所進の田が花敵会田であることを本文にしるすのは、坂上常定のみで彼がその田の作手保持者であつたことも明らかだが、泰安元と百濟真久の場合は別筆で花敵会田の旨が示されている。この別筆が、本来花敵会田であつたことを示すのか、所進後に花敵会田とされたのかは明らかでないが、国衙が正稅物の一部をもつて寺の収入にあてるといふことは、古く延喜式にも規定されており、しかもこの様な負担の課せられる土地が次第に固定し、遂には国衙の支配を離れて正稅物の受給者の莊園となつてゆくことは、一般にみられるところであつて、この様な場合、その土地の負担は作手保持者の移動にかかわらず、土地そのものにかかわつてゐる。したがつて、安元・真久の場合も、花敵会田の作手保持者であつた公算がつよいとみなければならぬ。とすれば、安道納所は花敵会田の作手保持者に対して、特に密接な關係をもつていたと考えなければならぬ。更に、安元・真久が花敵会田の作手保持者でなく、所進後に花敵会田となつたとしても、この關係はかわらず、むしろ安道納所は出挙等の手段を通じて、東大寺の花敵会田の拡大の

ための機能を果していたことになるわけである。右の様な東大寺の花敵会田と安道納所との關係は、納所が出挙し得るだけの米穀をもつていたということからも察せられる如く、安道納所が伊賀国の名張郡の矢川・中村条内にある花敵会田からの、年貢米等の収納にあつていたと事實を示すものである。特に注意すべきは、納所が單なる収納の機関であつたに止まらず、出挙という機能によつて、収納者たる農民に対して經濟上の優位を確保しており、更に納所預たる安道は、その機能によつて作手の集積を行ひ得たといふ点である。右の事情を更に明確に示すのは、伊勢国寛御厨の場合である。一三三五年(保延元)の檢田馬上帳(二三三三三三)では、良田新御納所田御内檢計帳事として、三町六反余の条里とその作手を記載しており、納所預は、その領主から給田をうけていたことを示している。この給田からの得分がいかなるものであつたかは明確でないが、納所田といへども領主に対する負担を免れなかつたといふ点からみて、加地子の取得権であつたらうと考えられる。このことは、莊園内の庄官給田の例よりみて十分の根拠をもつものである。先の安道納所が作手を保持するにいたつた場合も、右の場合と同様の得分を得たと推定される。十二世紀の納所預は、その職務に対して給田をもち得分権を認められていたのである。

この御厨の場合は、幸い寛丸名田をめぐる納所預と名主との争論

史料が残つていて、預の地位についてより具体的な事実を知ることが出来る。ここでは、一〇九九年（承德三）の争論（一四〇二号）を中心と辿ることにする。この文書では、寛丸名田の領主であり、この地域の土豪でもあつた民有年が、祭主に対して次のことを訴えている。御納所預である大中臣真国が、同名田のうち五反を、かつて彼の父であり御納所預でもあつた奉恒（ともつね、他の文書に友常ともみえる）が、「預御納所田」と号して奪わうとして失敗したことがあつたにもかかわらず、再び押取つて五年を経た。このことに関する「御外題」が、先日の有年の訴えによつて出ているのに、檢非違使の恒国・兼行兩名がまだその沙汰を下さないので、有年が祭主の裁定を願つているのである。右のうち奉恒が同名田五反を支配したことは一二二七号にみえており、彼が納所預として官物の進納にあつたことも一二三三号にあつてうらづけられる。有年の訴えは祭主にとりあげられ、恒国・兼行は解任され、相会して訴陳せしめられるが、真国は出頭せず、結局は有年に有利に解決したらしい（一四一六号）。以上のことから、この御厨の納所預が奉恒・真国と父子二代に世襲されていたこと、寛丸名田は御厨内にあり、奉恒・真国と二代にわたつて侵略の対象となつてゐるのは、何らかの因縁があつたのかも知れないが、納所預が「御勢」を号して、これを納所田としようとしたのは、彼らによつてこの名田からの年貢の

徴収が行われていたということを予想させるのであり、更に、真国のこの行為を檢非違使である恒国・兼行らが有利にはからつたらしい（だからこそ彼等は解任されたのであらう）ことを推測させる。

この御厨の納所預は、その職が世襲され、給田を有し、御厨内の年貢の徴収にあたり、在地の有力者と密接な関係に立つていたのであつて、彼等は正に在地土豪とよばれるべきものである。つまり、納所預は在地土豪の特権的職務になつていたのである。この様な在地での勢力をもつていたが故に、祭主の裁定によつて結局は失敗に帰したが、民有年に対する関係においては優勢であつて、五年間にわたつてその名田の侵略を在地では持続できたのである。

以上、十二世紀の納所について、徴税という業務を中心として、それぞれの場合に經營面で独自の地位を占めたことを述べた。だが、その史料が著しく僅少であることは矢張り問題であらう。特に十二世紀末以後はその史料が全くみられないということは注意しなければならぬ。このことは、納所が先述の如く、十一世紀の國衙体制を何らかの形で継承したものであつて、それぞれが完全に莊園化した場合には、納所及び預と同様の役割を果すものとして庄官があるわけであつて、年貢の徴収管理は彼等に引継がれ、納所預は独立した職名とはならない。したがつて、納所預は庄官に解消し、納所は庄内の倉庫に解消して行くわけである。

① 伊勢の御厨の場合は、延喜伊勢太神宮式に「凡御厨寮主十人、司掌一人、鑰取三人、厨女一人、並取三箇神郡并六処神戸戸百姓充之、其衣食以神物給之」とあつて、正に律令的な制度の一つではあるが、「鑰取三人」とあるところから倉庫を重要な構成要素としたことが知られ、ミヤケのクラに通じる一面をもつていたことが推定される。

② たとえば東大寺に関するものとしては主税式に「凡東大寺年料油六斛四斗八升五合(内訳の詳細省略)興福寺南円堂料三斛一斗七升二合五勺、並大和国交易送寺家、其直用正税」とある。

③ 竹内理三氏「寺領荘園の研究」九八頁以下。

④ 蘭田香融氏「倉下考」(史泉六号)では、大化前代の收取形態として、出挙が最も基本的なものであり、それと倉との関係について示唆深い分析が行われている。時代的には頗るへだたれるが、この場合の安道納所の機能が大化前代的方式と似ていることは興味深い。

⑤ 一二二七号。

⑥ この様な納所の得分権について、先にあげた第一類型の封戸の中級の倉庫の場合は典型的である。十一世紀の中葉では、この倉庫は、封郷の所在する国の国司の支配をうけ、封主の支配は間接的ではないが、十二世紀に入ると「納所得分」として封物の約一割にあたるものが運送の費用とは別に支給されるにいたつてゐる。続日本紀研究五巻四号拙稿参照。

⑦ 一四〇五号で有年の僕従であり寛丸名田の作人であつた常遠が馬一疋をもつていた事が知られるが、僕従をもち而も僕従が馬をもつていた点など有年の土豪としての性格を物語つてゐる。

⑧ 一四一六号に「前使常国・兼行等」とあつて現任者は「角某」として証判がある。

⑨ 三七三号。

四、納所の歴史的意義について

以上、僅少な史料からであるが、十一世紀中葉から十二世紀中葉までの約百年間にみられる納所について検討してきた。これによつて、この期間に、国衙領内の徴税機構として、郷司の支配下に農民からの官物徴取にあたる納所が存在し、それが十二世紀に入ると、国衙領の場合は史料のないために明らかでないが、御厨や免田の場合には、領主の支配下にあつて、年貢等を收取し、それだけでなく給田をもち、農民に対する出挙を行うなどの、在地土豪の特権的職務となつていたことが明らかとなつた。次に、この様な納所の出現と消滅が、律令國家の解体の歴史において、いかなる意義をもつかを考察しなければならぬ。

律令制下の徴税組織が行政機構そのものであり、国司―郡司―里(郷)―長―保長―郷戸の系列であつたことは、今更改めて述べるまでもないところであらう。それぞれの地位の徴税に対する責任と業務は、令制の該当条文にあきらかである。本稿が農民的納所を主題とし、農民から直接に徴取するものを対象とするところから、各地

位の実際について考えておくことが必要であろう。国司の場合に、その実状を物語るものは正税帳中の国司の業務についての支出をしるす部分である。七三六年(天平八)の但馬国正税帳^①では、当年の官稲を収納するために、守一人將従三人、目一人將従二人、史生一人將従一人の計九人が、廿一日間国内を巡行したことを記載するが同様の記事は諸国の場合にも見えている。この巡行時に国司が具体的にいかなる職務にたずさわつたかは不明であるが、巡行人数が九人程度で、日数も国の大小、交通の便不便を考慮しなければならぬとしても、但馬の場合二十一日であることをみれば、官稲収納の監督乃至は収納物の確認にとどまつたであろうことは当然であろう。なお天平五年の越前国郡稲帳に「領催調庸掾従六位上勲九等坂合部宿禰葛木□」^②とあり、調庸を分担して徴収にあたつたことがみえるが、これも監督的なものであろう。郡司の場合は、国司に監督支配され農民に近かつたことは疑えないとしても、彼等が直接農民からの徴収にあたつたとは思えないのであつて、国司に準ずる監督的位置を占めたと考えられる。また、天平十年の和泉監正税帳^③や天平五年の越前国郡稲帳などによつて、郡司が正倉の管理出納の責任を負うたことが明らかである。

だが、税物未進や徭役忌避が瀕りに行われ、そのための逃亡すらも行われていた八世紀において、徴税という農民生活の再生産と直

接的に矛盾する業務は、農民と日常的に直接に接触するものによつて、不断に行われていたと考えるべきであろう。この点で里(郷)長・保長の役割を重視しなければならない。郷長については、有名な山上憶良の貧窮問答歌の一節に「しもとる、五十戸良が声に、寢屋戸まで、来たちよばいぬ」とあるを想起すれば、令制にいう「催賦賦役」の実状が、いかに苛酷なものであり、又、郷長が徴税機関として、いかに農民に直接対処していたかを彷彿とすることが出来る。保長については、令制に郷戸の逃亡時に保が租調の代輸の義務をおつたことを規定するところから察せられる如く、徴税機構の末端に位置して、直接農民からの収納に関係したことは明らかであろう。すくなくとも、律令制の原則においては、徴税に関しては、国司・郡司が責任者ないし監督者としてあり、実際の業務は郷長・保長によつて行われ、税物は農民自身の手によつて郡倉まで運ばれていたのである。

ところで、徴税の直接的遂行者としての郷長・保長は、当時の農村生活の中でどの様な位置を占めていたのであろうか。彼等の業務が律令国家の公権力を背景としたことは申す迄もないが、特に注意したいのは、彼等と共同体的結合との関係である。戸籍中に唯一の郷長の存在を示す下総国大島郷^④の場合、彼が房戸主であることは著名な事実である。この場合、郷長の職責が特に農村内での有力者で

あることによらずに行われ得たという点を考慮しなければならないのであつて、既に直木孝次郎氏が指摘された如く、この地域の家族形態の後進性が大化前代の部民支配の影響をうけ、共同体的結合が支配の手段として支配者によつて利用されたという伝統をうけて、この様な共同体的結合を背景にする場合、郷長が農村内での有力者として自ら權威をもたなくとも、律令機構の中に一つの地位を与えられたならば、その職責を遂行し得たのである。保長については、石母田氏の指摘される如く、保は四隣という地域性の上にたつ結合ではなく、たとえば美濃国の場合の同族結合的、姻戚結合的な人的結合を主として構成される如く、共同体的結合に外ならず、保長はこの様な関係の上に立つていたのである。この様な律令的支配機構と農民の共同体的結合との関係については、更に、郡司採用時の譜地主義をもあげ得るのであつて、いわば、律令国家が農民を支配しようとするならば、農民の中に生きていた共同体的結合の中に支配のクサビを打ち込まなければならなかつたのである。郷長・保長の場合も右の点において考慮しなければならない。

ところが、天平中期以後の階級分化の進行はそれまでの血縁的ないしはその擬制にもとづく共同体的結合を弛緩せしめ、家父長的有力家族の成立と、他方における零落小家族の析出をもたらしてくる。この様な在地構造の変化は、それが生産力の向上にもとづくもので

あるが故に、土地生産物の負担体系における比重を増加させ、税物の内容を変化させ、收取単位の反別賦課方式をうみ出してくるのであるが、同時に徴税組織の変化をも惹起してくる。共同体的結合—それは決して失われたものではないが—よりも、農村での有力家長の把握へと向つて行く。既に七四九年(天平勝宝元)の伊賀國柘殖郷売券や、七七六年(宝龜七)の備前國津高郷売券に「税長」が郷長や村長とならんで存在していたことが知られるが、九世紀以後、この傾向は一層顕著となり、近江國大國郷売券の署名者はこのことを明白に示している。すなわち、郷長や保長とならんで「領」「了事(四七号)」「徴部」「庸調領(六五号)」「頭領(一一六号)」「田領(一一三〇号)」「税領(一一三二号)」「租調使(一一六六号)」などが見られるが、彼等は松岡氏が指摘された様に「税目別責任分掌」にあたる郡・郷内の新たな徴税者であつたのである。なお、この九世紀の段階においては、郷長及び保長とその下の農民との関係は、その職名を称する人物が始終かわつていて固定的でなかつたという点で、まだ私的な隸属関係をもたなかつたという事情を注意しておきたい。右に見た様な、農民からの直接徴税者の性格の変遷とともに、税物の収納された倉庫の変遷もあわせて考慮しておくことが必要だろう。元来、この様な倉庫が正倉であり、郡衙に集中して設置され、郡司がその管理にあつたことは周知のところである。ところが、

延暦年間に入つて、この様な倉庫制は変化してくる。七九五年（延暦十四）閏七月十五日の太政官符（三代格、正倉官舎事）及び同年九月十七日の官符（同上）がそれである。

太政官符

応建置倉院事

右被右大臣宣候、奉勅、如聞、諸国建郡倉、元置一処、百姓之居去郡僻遠、跋涉山川有勞納貢、加以倉舎比近、葺宇相接、一倉失火、百倉共燒、言念其弊、有損公私、宜頒每郷更置一院、以濟百姓兼絶火祥、始自今年所輸租稅收納新院、但前所納那家不動物者、依旧莫動、其用尺倉者漸遷新院。

（後略）

すなわち、農民の納入の便と火災による類焼の難を避けるために、郷每一院の設置をはかつていたのである。九月の官符では、一郷一院の制をゆるめ「彼此相接比近之郷」ではその中央に一院をおく旨に修正せられているが、それまでの郡単位が、郷乃至数郷を単位とするものに変化していることにはかわりはない。このことが、先に松岡氏の指摘された、平安期の郷の収納単位としての性格の形成に決定的な役割を果すものであることは、十分に考慮されねばならない¹⁶。ところで、この郷倉の設置は収納の便をはかるに似たものであるが、それが更に小地域を対象とすにいたつたところに農民の納所の成

立を考えてよいのでなからうか。八二三年（弘仁十四）の公營田に關する太政官譴奏のうちの次の部分は、右の点で注意されるべきものを載している。（三代格、易田并公營田事）

（前略）

近百姓居、各建小院。所獲之稻除田租納官兩色以外、便納此院令易出納

（後略）

公營田の収獲のうちの田租納官を除く部分、つまり、佃功・僭丁食料・修理溝池官舎料等を収納する小院の設置に關する規定である。この小院が、どの程度の範圍を対象として、どの程度の規模で設けられたかは知るべくもないが、公營田の經營の方式よりして、一町以上を管轄指揮する「村里轄了」なるものを扱んだ正長（有力家父長でもある）の支配下にあつたこと、そして、少くとも前述の郷倉より小規模なものであつたことは明らかであろう。この小院は、九州の公營田という特殊な環境のもとに、國家におさむべきもの以外の、在地に還元される官物を収納したという点で、郡倉・郷倉及び農民の納所とは異なるが、正長という在地の有力家父長の管轄下におかれた倉庫として、納所の先駆的意義を認めてよいと思う。十一世紀の農民の納所は以上の様な天平期以後の有力家父長が徴税組織の中に組み込まれて行き、収納対象が小規模化して行く傾向の發展

形態として把握すべきものであつて、公營田の場合の小院の如きものが、郷内の有力家父長の支配下にあつて、官物の徴集収納にあたるという形において成立してくるものと考えなければならぬ。従つて、高津郷の納所預は、一般的には有力家父長であり、当時の用語にしたがえば「堪百姓」あるいは「田堵」でもあつたわけであるし、それが収納の義務を負うという点では「負名」でもあつたのである。^⑩

納所小論(吉田)

ところで、先に納所と同様の機能をもつものとして「名」をあげたのであるが、このことは最近の名研究のあきらかにした名の性格、すなわち、名とは土地占有権を前提とした収納の単位である、という事実にもとづいている。だが注意しなければならないのは、両者が収納の単位であるということの故に、全く同一のものとして考えてはならないということである。すなわち、名の場合は土地占有権を前提とするが、納所の場合は必ずしもそうではないという点である。先にみた寛御厨の真国の侵略は、寛丸名田が御厨内にありそこから年貢の収納を行つていたという因縁によるのであろうが、このことは真国が同名田の名主であることを意味せず、民有年という名主が別箇に存在するという事実と矛盾するものではなかつた。ここでは、納所預は、自らの土地占有権をもたない他の名主の占有地の収納を行う機関に過ぎない。この様な収納のあり方を他に求められ

ば、次の様な例をあげることが出来る。一つは有名な九三二年(承平二)の丹波国牒(二四〇号)である。この文書の解釈は、名の発生をめぐる所説と共に諸家によつて種々に行われているが、私は村井・八木両氏の解釈を支持する。^⑪ 両氏によれば、余部郷はもと土地がないので、この郷の百姓の口分田は近辺の郷々に班給していた。そこで余部郷の百姓の出すべき調絹は、在地の郷々の堪百姓等の「名に付徴」するのを例とした、ところで問題になるのは「付徴」の意味であるが、余部郷の百姓がその口分田の班給をうけた郷々の堪百姓に付属して、これを通じて調絹を出す、というのである。この場合、堪百姓は自らの占有しない他人の口分田の負担を含めて納入していることになるわけである。更に、一一二一年(保安二)の伊賀国名々封米返抄案(一九四七号)において、

延成名保安二年返抄案

合

御封参石玖斗 賃稻廿三束四把

加式斗依永名

大々参斗参升玖合 二月廿九日延成爲成上

大々単捌斗壹合 二月廿九日真永上 (後略)

とあるが、東大寺からの返抄が、延成名を宛先としながら、依永名との二分を加えて作成されているのである。この文書中の進上者名は

八人で、特に依永名分である旨の記載はなく、両者の関係は不明であるが、一つの名が他の名をも含めて返抄の対象とされたということは、兩名の間に作人の交錯という事実があつたか、あるいは次にのべる百姓名と領主的名の関係があつたかは別として、延成名が依永名の分をもあわせて貢納したという事実にもとづくものであろう。

ところで、右にみた様な土地占有権を伴わぬ収納機関と被収納者との関係はいかなる経過を辿るものであろうか。被収納者が独立した収納機関となつていく場合も予想せられるが、十二世紀以後の納所の特権化を考慮するならば、納所預の許に占有権が集積されて行く場合も少くなかつたと考えられる。いずれにしても納所が名に解消していくことにかわりはないが、前者の場合は小規模の百姓名であり、後者の場合は所謂「領主名」がこれにあたり、畿内等の先進地域には前者が、辺境等の地域には後者がより多く存在したことが察せられるのであつて、特に後者の場合はその内部に百姓名を含み、徴税組織としての上下関係は、同時に私的な隸属関係を意味し、在地の徴税組織は、在地の領主制的関係そのものに外ならなくなつてくる。国衙領の名田についての貴重な史料の一つである一一六六年（仁安元）の飛彈国雑物進末注進の中にみえる名田の規模が、たとえば貞光名四十二町五反六十歩、恒武名二十町百二十歩などと際立つて大きい所以も、単に経営的な面からのみでなく、以上の様な徴

税機構の変遷と呼応する領主的名の形成という視角からも考えらるべきではなからうか。郷司の郷に対する私領化実現の過程に就ても同様であろう。^⑤

以上の過程を要約すれば次の如くである。律令制は、当初、農民の共同体的結合を前提とした郷長・保長によつて徴税権を行使できたが、八世紀中葉の階級分化の進行にもなつて、農村内の有力家父長を徴税組織の中に組みこみ始め、官物収納の倉庫も郡を単位としたものから、より小地域の収納を単位としたものへと変化する。この様な有力家父長が郷内の小倉を管理するにいたつたところに、十一世紀中葉の納所が成立する。収納の単位が土地占有権を基礎とすることが行われる場合においては名が納所的機能を果す。十二世紀頃から、納所に得分権が保証されて特権的な地位を持ちはじめると、納所の領主的名化が進行する。この場合、納所は、国家にとつて徴税の公的機関である止まらず、私的な農民に対する支配を実現して行き、この過程で納所という名称それ自体も消滅する。

- ① 大日本古文書巻二。
- ② 大日本古文書巻一。
- ③ 大日本古文書巻二。
- ④ 大日本古文書巻一、郷長孔王部志己夫は、郷戸主孔王部小山の兄でありながら房戸主であり、その家族構成に他の一般房戸と區別すべき特徴も見られない。（彼の外男四人女三人姉一人

の計九人である。)

⑤ 直木孝次郎氏「部民制の一考察―大島郷孔王部を中心として―」(人文研究二一五)

⑥ 「古代村落の二つの問題」(歴史学研究十一卷十・十一号)

「古代家族の形成過程」(社会経済史学十二卷六号)

⑦ この様な階級分化に関する先学の研究は数多い。石母田氏の前掲⑥の論文、藤岡氏の日本古代国家、日本庄园史などはその

古典的なものであるが、最近高尾一彦氏は特に石母田説を中心に検討して、階級分化の方向を、奴隸制の法則の貫徹とみるべきでなく、小経営の一般的成立に向いつつある家父長的家族共同体の段階として考うべきことを提唱された。「平安時代の名田経営について―家父長的奴隸制の一考察―」日本史研究30号。

⑧ この問題については多くの人々が論じられており、先鞭をつけられたのは、石母田氏の「中世的土地所有権の成立について」(前掲書所収)であり、拙稿「田堵の成立について」(ヒストリア16号)も出挙の問題からこのことを考えたものである。

⑨ 大日本古文书卷三。

⑩ 大日本古文书卷六。

⑪ 松岡氏前掲歴史論文、但し氏の場合、これらの職掌をもつものを、郡司と郷長の中間にある擬任郡司的なものと考えておられるが、必ずしもそうではなく、むしろ郷長の下にあつたとみるべき点がある。上横手雅敬氏は、それらの署名の順序が大部分郷長の前にあつて、地位としては郷長の下にあることを指摘された。(日本史研究会中世史部会二月廿八日合評会)三代格巻六公粮事の弘仁十三年閏九月廿日太政官符に、公粮を給すべ

き公役従事者として、たとえば徴税丁郷別二人、庸長郷別一人、庸米長郷別一人があげられており、郷内を対象としたものであつたことを注意すべきであろう。

⑫ 大國郷の場合、七九八年から九〇二年にいたる約百年間に十一通の郷長の人名をかかげる文書が残っているが、年代的に極めて接近した時期においても、一として同一人の連続をみないすべて違つた十一人によつてしめられる。

⑬ 松岡氏前掲歴史論文、特に不動産が郷倉におさめられるにいたつている点は注意すべきである。

⑭ 赤松俊秀氏「公營田を通じて観たる初期荘園制の構造に就いて」(歴史学研究43号)

⑮ 一一六九年(仁安四)に大和国樞本荘で、田堵友貞の住宅に強盗が入つた時に、「友貞等納置上分米御蔵へ逃入」つたとの記事があるが(三四九二号)この蔵は、友貞の住宅に近接(というよりも住宅の構内にあつた)していたとみるべきで、荘園の上分米に関するものではあるが、納所の実体をうかがう有力な史料である。農民的納所は、この様な形で有力家父長的住宅の構内にたてられた、家父長自身の私有の蔵であつたと考えられる。特にこの様な名の性格を明らかにされたものとしては、渡辺澄夫氏の大著「畿内庄園の基礎構造」阿部猛氏の歴史学研究159号「平安末期における名の性格―大和小東庄を中心として―」がある。なお経営との関係については本稿では一応除外した。このことについては別に考えたい。

⑯ 村井康彦氏「名成立の歴史的前提」(歴史学研究215号)以下の解釈はこの論文による。

⑮ 領主的名の構造に関しては、第二節の註⑨にのべた郷司に關する続稿に譲る。

五、むすびにかえて

以上、僅少な史料によつて推論を重ねたため、あやまりを犯していることが少くないと予想される。特に国衙領の徵稅機構としての農民的納所を問題にしながら、国衙・郡衙・郷司の問題を除外したこと、徵稅組織と経営との關係、加地子取得權の内容等について当然触れねばならないにも拘らず、いづれも別稿に譲つたため頗る不十分に終つたことは批判されねばならないだろう。最後に律令國家の解体過程での納所の意義についてまとめておきたい。

律令國家は、家父長的家族共同体を構成要素とする血縁的（乃至擬制的）共同体的結合の存在を前提として、徵稅組織を樹立していった。この体制の崩壞の第一段階が天平期に始まる家父長的有力家族の出現にあることは先にみた通りである。第二段階は、前段階の進行が一層深化し、徵稅機構が郷内の小地域毎に設定されていく時期で、高津郷の場合の様な納所の成立する段階である。この時期までは、律令的徵稅機構はその基盤の組織をかえたというに止まつて、天皇・貴族・寺社の徵稅權の独占は依然として続いている。第三の段階は、納所の得分權が出現し、弱小の納所が強大な納所に併合さ

れ、一方では、在地の農民に対して支配權を獲得し、領主的名化のはじまる時期である。ここでは、公權力としての徵稅權は、得分權というかたちで徵稅者に分け与えられる。このことは徵稅權の分裂とみてよいだろう。当時の公權力が、この様に在地の徵稅者に得分權を認めなければならなくなつたのは、彼らによつてしか徵稅を行不得なくなつたという事情にもづくのであるが、これ以外の方法を行おうとすれば、所謂「均等名」といわれる領主側の在地に対する直接支配を行うより外はなかつた。しかし、均等名体制は、畿内、特に大和などの莊園領主權の鞏固な地域においてのみ可能であり、一般的には、在地領主ないしはそれに転化しつつあるものに得分權を保証するという方向を辿つてゆく。しかしながら、ひとたび自らの側に得分權を取得した在地領主は、より有利な公權力の樹立を求める。ここに、鎌倉幕府の成立、特に段別五升の兵糧米の地頭得分の出現の意味を認めねばならない。幕府が公家に対して、部分的には譲歩しても、全国的なこの制度の原則を譲歩しなかつた所以も、以上の過程を考慮するならば、正に当然といわねばならない。納所は、特に第二段階の終りから第三段階の始めにかけて存在した徵稅組織であり、その後、右の様な徵稅の歴史を考慮するならば、その存在の意義は決して無視できないものを含んでいるのである。

Rebellion and *Ch'êng Min* (城民) at the End of
the *Pei Wei* (北魏) Dynasty

by

Michio Tanigawa

In the contemplation of the character of the *Sui-T'ang* (隋唐) dynasties from their formation occurs a question where the moment in the political history, which brought forth these united administrations, could be found. This article, starting from such interest, treats the affair of dissolution of the *Pei Wei* (北魏) dynasty. The special people called *Ch'êng Min* (城民) are found as a unit power raised and magnified the rebellion which ruined the *Pei Wei* (北魏) dynasty.

The first half of this article (present issue) makes clear the special contents of the word *Ch'êng Min* (城民) all over the *Pei Wei* (北魏) area; the second half the contradiction of the *Ch'êng Min* (城民) system, so to speak, at the end of the *Pei Wei* (北魏) era and the problems of the character of the *Sui* dynasty which passed through the rebellion.

On *Nassho* (納所)

—an aspect of the dissolution of the
Ritsuryô (律令) tax-collection system—

by

Akira Yoshida

Though the dissolving process of the *Ritsuryô* (律令) state has been a focus in the modern study of the *Heian* (平安) era, its concrete process remains partly unknown, partly because of a scarcity of individual study in the *Kokuga* (国衙) system itself in the *Heian* (平安) era. This essay tries to clear up the *Nassho* which has hardly been discussed, as a clue to solve the above-mentioned problem. The *Nassho* means warehouses in which rice as rent and the king were stored up after the middle or last of the *Heian* era. Here, we treat exclusively the farmer's *Nassho* one of the four kinds of warehouses, in its substance and its historical importance of its appearance and disappearance to trace the dissolving process of the *Ritsuryô* (律令) tax-collection system, because to clear up the transition of the tax-collection system enables us to take a side-view of the dissolving process of the *Ritsuryô* state and also to throw light on the study of *Myô* (名).